

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (1月30日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第1号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	5
諸般の報告	8
日程の追加	9
議案第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	9
閉会の宣告	12
署名議員	12

平成30年第1回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 平成30年1月30日
会期 1日間
閉会 平成30年1月30日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
1月30日	火	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 議案第1号質疑、予算審査特別委員会付託
		委員会	午前10時30分	議案第1号予算審査特別委員会（説明～採決）
		本会議	午前11時30分	予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間

平成30年第1回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成30年1月30日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成30年1月30日 午前10時00分)

閉 会 (平成30年1月30日 午前11時16分)

2. 出席議員 (8名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 財 務 課 長 知 念 和 史

副 村 長 島 袋 幸 俊 企 画 観 光 課 長 福 地 亮

総 務 課 長 神 里 富 松

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	議案 第 1 号	平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）	提案説明 質疑～付託

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案 第 1 号	平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）	委員長報告 質疑～表決

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） 起立、礼。おはようございます。
ただいまから平成30年第1回大宜味村議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 前田 孝議員及び7番 安里重和議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
次に昨日1月29日に、宮城辰徳議員から辞職の申し出があり、同日付で辞職の許可をいたしましたので報告いたします。
これで諸般の報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第4 議案第1号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。議案第1号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）
平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ35億5,294万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年1月30日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、私のほうから説明いたします。

歳入につきまして、16款寄附金7,800万円、むらづくり応援寄附金の増であります。

歳出では、2款総務費の2,163万4,000円、主なものとして財政管理費のむらづくり応援寄附業務委託料の増によるものです。

7款商工費208万円、企業支援施設費の使用量の増によるものです。

13款諸支出金7,984万5,000円、結い基金の積立金によるものです。

なお、詳細につきましては、予算審査特別委員会で担当課長から説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上で提案説明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 1点だけお伺いしておきたいと思います。

平成29年12月27日に、上原アカシツタイ問題に関する村議員への説明ということで、委員会室で説明があったわけですが、その時点の合意書案の中の3、乙は…、乙は上原区ですね、甲に対し…、甲は大宜味村です。対し、前掲の使用料以外のアカシツタイの取水施設に関連する権利、要求及び要望を放棄するものとするということになっていたんですが、今回の1月10日で締結されました合意書の中では、その中で権利という文言が入っていないんですが、この12月27日の説明会でこの権利ということについて、ちょっとお話をさせていただいたんですが、その権利の文言を今回の合意文書から削除されているものについてはどのようなお考えからなっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 前田議員の質疑にお答えいたします。

12月27日に、こちらのほうから合意書の案ということで説明をさせていただきました。その中で3の乙は甲に対して前掲の使用料以外のアカシツタイの取水施設に関連する権利というこの権利ですね、要求及び要望を放棄するものということで、上原区と大宜味村のほうで今調整をさせていただいたものは、議員のほうからも指摘があったように、権利、取水施設に関する権利という文言が、勘違いが起きるのではないかとということもあって、上原区長のほうと確認をさせていただいております。この取水施設に関する権利というのは、この取水施設が上原区の財産であるところの権利のほうではないかということの指摘かと思っておりますので、上原区のほうに確認をして、これはその取水施設への権利ですかということも確認をしています。それはそういうことではなくて、今回このアカシツタイ、新しい水源地の整備に伴うもの、あと今後の要求とか企業支援施設に関連する要求の上原区としての要望、要求の権利というものを行わないということの内容の確認でありました。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 今、課長のほうから説明がありましたけれども、この合意書の案の、去年12月

に説明されたもので、この3の権利から考えますと、今のお話ではちょっと弱いんです。それはこの権利の話が出たから今そういうふうな話が出てくるわけですが、やっぱりこれがそのままになっていると、あとあと解釈問題でまたごたごたせざるを得なくなっただろうと思って私はお話ししたんですね。この権利という文言が残っていれば、結局、村は有利なんです。私はそう解釈しています。撤去もしないでいいし、従来どおり取水もできるだろうと。結局、上原区は一切権利を放棄するというように取られがちであったんですね。ですから今後こういう合意文書を作成する場合に当たっては、その辺を十分熟読して、解釈してやらないと、もしそのままだったら、またもう一度、何かあった場合にこの権利の問題で、また紛争が起こりかねないだろうという懸念があったものですから、その説明をしたんですが、ひとつ、今後こういう合意文書等、契約文書等をやる場合に、もともとこれは正式な文書が、契約が取り交わされていないがためにやってきたわけですから、二度とそういうような解釈で齟齬が出ないようにやらなければならないと思うんですが、今後十分検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） どうもありがとうございます。そういうふうな誤解を招く、あるいはまた次のそういう要求等が出てくる可能性もあるということもあって、今回こういうふうに削除されておりますので、その辺御理解いただきたいと思っております。今後しっかりと調整しながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 先ほどの合意書の4番、この安根川砂防ダムの方からの取水についてということになっておりますが、その所在地はどこになっているのか。それから水利権はどこにあるのか教えてください。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 吉濱議員の質疑にお答えします。

4番のこの砂防ダム取水施設を新しくつくるところですね、こちらは河川になっておりまして、普通河川ということで村の管理になっております。こちらは企画観光課、建設課管理のもとでありますので、こちらから使用占有許可を申請して、村で管理をしていくということになっております。あともう1つつくるところがあるんですが、そちらは大宜味村の所有地になっていると。水利権につきましても大宜味村の、水利権というものが発生するかどうかということはあるんですが、大宜味村の河川管理というところの中で水の使用をしていくということになっております。所在のほうは、上原区と塩屋の住所がまたがる場所の河川になっておりますので、安根川の流域のほうになっております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 水利権は大宜味村ということでしたが、慣行水利権は発生していないですか。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 河川法では、以前から使用しているものにそのあたりが認められると思えます。今、河川が使われていないと、通常の河川の状態であるということで、慣行水利権はないということを理解しております。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本案については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第1号については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につ
いては、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思
います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しま
した。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前10時14分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時18分）

◎諸般の報告

○ 議長（平良嗣男） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長長の互選が行われ、その結果の報告が議長
の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に安里重和議員、副委員長に吉濱 覺議員、以上のとおり互選された旨の
報告がありました。

次に世界自然遺産調査特別委員会において、欠員でありました副委員長長の互選が行われ、その結果の
報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

副委員長に仲井間宗利議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 委員会審査のため休憩します。

（午前10時20分）

- 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

◎日程の追加

- 議長（平良嗣男） ただいま予算審査特別委員会委員長から、先ほど付託しました議案第1号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 追加日程第1 議案第1号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 1 9 号

平成30年1月30日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

予算審査特別委員会

委員長 安 里 重 和

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第1号	平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）	原案可決 賛成多数

（安里重和予算審査特別委員会委員長 登壇）

- 予算審査特別委員会委員長（安里重和） ただいま議題となりました議案第1号について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、財務課長及び企画観光課長の出席を求め、午前10時30分から審査を行いました。

議案第1号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）は、質疑、討論はなく、賛成多数によ

り原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第1号の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第1号について討論を行います。討論ありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。8番 吉濱 覺議員。

（8番 吉濱 覺議員 登壇）

○ 8番（吉濱 覺） 議案第1号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算について、反対の立場で討論を行います。

私は、これまでに大宜味村企業支援施設整備事業における導水施設整備事業として整備されたアカシツタイの取水施設の問題については、村が合意に基づいて事業を執行してきたとの説明を受けて、計画どおりに設備した施設を撤去することなく、条件整備をして損失が生じることがないように繰り返し訴えてきました。本案は、平成25年7月以降の上原区の取水施設の使用料が計上されています。本来、使用料は取水施設の使用が発生する事前に予算計上すべきであります。合意書によると現施設に対する疑義及び齟齬を修正するものとしています。

しかし、合意書によると、上原区長は本事業進行を承知したが、合意を図る上での条件整備（見返り事業）を検討するも村長、上原区長双方の調整が不十分のまま工事は進展し完了した。また、村長が進める本事業について承知していたが、契約書の締結に至っていなかったために、事業完了後「不法行為及び財産権の侵害」として指摘せざるを得ないなど、様々な疑義が生じ双方の見解に齟齬が生じる事態となり、大きな課題を抱え現在に至っている。これまでの経緯を踏まえつつ、双方が今後とも良好な関係において地域振興に邁進していくため、疑義及び齟齬を修正して、今後の対応として条件を付して合意するとしています。

合意条件は、現在使用している取水施設の原状回復を平成30年3月31日までとなっており、上原区長は前掲の使用料以外の今後のアカシツタイの取水施設の関連する要求は放棄するものとしています。また、村長が今後予定している安根川砂防ダム下方からの取水については、条件整備等対価の要求は行わないものとしています。さらに、今後、安根川水系やその活用及び整備、並びに上原区地域で実施する事業は、双方十分な協議を持ち、誠意をもって話し合い、疑義が生じないよう努めていくものとするとしています。

合意書は、アカシツタイの取水施設事業の条件整備は不可能であった。安根川砂防ダム下方からの取水が可能で、上原区への取水施設の使用料（208万円）も発生しない場所での事業を実施すべきであった。また、アカシツタイ取水施設の設置及び撤去の費用（約978万円）も無意味であることを証明しているようなものです。ずさんな行政事務執行から発生したアカシツタイの取水施設の問題については、納税者や村民に対して疑義を生みだし、行政事務執行上あってはならない事例です。これまでの業務遂行でおきた疑義及び齟齬について、議会や村民に対して納得できる説明と責任の所在を示すべきだと考えます。納税者や村民を軽視するような無責任な行政執行に対し現時点では反対せざるを得ません。どうか、本議案に対する各議員の賛同を求め、反対討論とします。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。6番 前田 孝議員。

（6番 前田 孝議員 登壇）

○ 6番（前田 孝） 先ほどの予算審査特別委員会の中で、委員長報告にございましたけれども、質疑、討論はないという報告を受けておりますけれども、本会議において反対討論が出ておりますので、私は賛成の立場から討論をいたします。

まず、反対者の討論の中で合意書を読み上げられておりますけれども、そもそも合意書というものは双方が合意に至ったからそういうことになっているわけです。今回の補正予算のものは、208万円という金額についてはあくまでも使用料だということです。村民の皆さんにも御理解していただきたいんですけども、新聞報道等によって、村のほうが無断取水だという報道があったから、これは賠償金だという捉え方をしては大変困るんじゃないかなと思うんです。その辺は村当局も村民に対してきちんとした説明は、使用料としての説明はすべきものだと私思っております。

それで先ほど行政の責任の所在の件も反対討論の中でありましたけれども、これはそもそも前村政が執行した事業でありまして、現村政におかれましては、この問題を解決するために努力して今日の合意ということになってきているわけです。もし、責任の所在の追及ということになれば、議員としてはまずは地方自治法第98条による検査権、地方自治法第100条による調査権の発動をなぜ行わなかったのでしょうか。議員の権限なんです。その発議も行わないで責任の所在云々というのは、私はちょっと理解に苦しむところであります。

よって、この合意に至った経緯から申しますと、いわゆる民法の109条、110条、いわゆる表見代理の規定から考えますと、合意書にあるように上原区も本事業については承知しているというように掲載されているわけです。すると、上原区も村もある程度は双方合意の、納得の上でのこの事業の進め方ということなんです。私も一般質問でこのアカシタイ問題についてやりましたけれども、行政行為としては、当然、書面による契約書は必要だろうということも指摘してまいりました。しかし、上原区からの見返り事業での調整の中で時間が経過して今日に至ったということは皆さんも御承知のとおりだと思います。双方それぞれ理解のもとではあるんですが、マスコミ報道によって一方的に村が悪いような捉え方をされているのが大変残念であったわけです。現村政において、この解決のために十分努力されてきて、この合意に至ったということで、またこの合意に基づいて上原区の区民の融和もとれていくんだろうと思っております。これまで上原区の中においていろいろ疑心暗鬼と申しますか、いろいろなお話も出ていたようですけれども、これでこのアカシタイの取水問題の件については、ひとつの解決の糸口が見つかったということでございます。それで、あくまでもこれは賠償金ではなく、これまで4年有余の取水に対する使用料を208万円で合意したというように解釈していかなければならないものだと思います。もし、責任追及の云々の話をされるのであれば、議員の立場で先ほど申しました地方自治法に基づく手続等を考えていただければいかんじゃないかなと思います。

よって、本案に賛成の立場から討論いたしましたけれども、議員各位の御理解と御賛同をたまわりますようお願い申し上げます、簡単ではありますが、賛成討論といたします。ありがとうございました。

○ 議長（平良嗣男） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから議案第1号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○ 議長(平良嗣男) 起立多数です。

したがって議案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○ 議長(平良嗣男) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長(平良嗣男) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第1回大宜味村議会臨時会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(午前11時16分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員